

令和6年2月1日

社会福祉協議会への委託事業に係る消費税法上の取扱いの誤認について

本市が社会福祉協議会に委託している一部事業において、消費税の取扱いを非課税の社会福祉事業と誤認していることが判明しました。

1 概要

令和5年10月4日付けで、国から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」の事務連絡を受け、当該事業については消費税額を修正したところです。

その後、社会福祉協議会への委託事業についても同様に精査を行ったところ、下記の事業について、非課税ではなく課税対象事業であることが新たに判明しました。

2 対象事業

- ① 生活困窮者自立相談支援事業
- ② 生活困窮者家計改善支援事業
- ③ 重層的支援体制整備事業移行準備事業
- ④ 地域支えあいセンター設置・運営業務
- ⑤ 障害者社会参加促進事業
- ⑥ 障害者虐待防止センター事業
- ⑦ 生きがい活動支援通所事業（デイホーム）

3 対応

委託先である竹原市社会福祉協議会に対し、上記事業にかかる消費税申告に伴い生じる費用（消費税、延滞税）計12,199,000円（概算）を支払うため、2月補正予算案に計上するよう準備しています。

問い合わせ			
市民福祉部	社会福祉課	福祉係	担当：住田・広近
	健康福祉課	障害福祉係	担当：森重・勝谷
		TEL	0846-22-2276
		FAX	0846-22-5311
			0846-22-7743
		FAX	0846-23-0140